指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

10 1111	
指名停止措置業者名	住
① 日本道路株式会社	東京都港区新橋1-6-5
② 株式会社NIPPO	東京都中央区八重洲1-2-16
③ 東亜道路工業株式会社	東京都港区六本木7-3-7
④ 前田道路株式会社	東京都品川区大崎1-11-3
⑤ 大成ロテック株式会社	東京都新宿区西新宿8-17-1
⑥ 大林道路株式会社	東京都千代田区神田猿楽町2-8-8
⑦ 世紀東急工業株式会社	東京都港区芝公園2-9-3
⑧ 鹿島道路株式会社	東京都文京区後楽1-7-27
⑨ 福田道路株式会社	新潟県新潟市中央区川岸町1-53-1

2. 指名停止措置期間

- ⑤の業者 平成30年4月13日から平成30年8月12日まで(4カ月間)
- ①②④⑨の業者 平成30年4月13日から平成30年6月12日まで(2カ月間)
- ③⑥⑦⑧の業者 平成30年4月13日から平成30年5月12日まで(1カ月間)

3. 指名停止措置の範囲 参議院所管の工事

4. 事実概要

公正取引委員会は、東京都、東京港埠頭(株)及び成田国際空港(株)が発注する舗装工事の工事業者に対し、独占禁止法第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたとして、平成30年3月28日排除措置命令の対象事業者及び課徴金納付命令を行った。

5. 指名停止措置理由

上記4.は、参議院所管の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(平成15年4月4日議長決定)別表第2第4号に該当する。

(別表第2「贈賄及び不正行為等に基づく措置基準」)

措置要件	期間
(独占禁止法違反行為)	
4 指定区域内において、業務に関し独占	当該認定をした日から
禁止法第3条又は第8条第1項第1号	2カ月以上9カ月以内
に違反し、工事の請負契約の相手方とし	
て不適当であると認められるとき(次号	
及び第11号に掲げる場合を除く。)。	